

食育推進基本計画

平成 18 年 6 月 13 日

第 22 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

食育推進基本計画の概要

はじめに

- ・計画期間は平成18年度から22年度までの5年間

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開、子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割等を食育基本法第2条から第8条(基本理念)に沿って記述。

第2 食育の推進の目標に関する事項

- ・国民運動として掲げるにふさわしい定量的な目標を9項目設定。
 - (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加(70%→90%以上)
 - (2)朝食を欠食する国民の割合の減少 (子ども 4%→0%、
20歳代男性 30%→15%以下、30歳代男性 23%→15%以下)
 - (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加(21%→30%以上)
 - (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加(60%以上)
 - (5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加(80%以上)
 - (6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加(20%以上増)
 - (7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加(60%以上)
 - (8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加(60%以上)
 - (9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合(都道府県 100%、市町村 50%以上)

第3 食育の総合的な促進に関する事項

- ・食育を国民運動として推進するため、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日とすること等を食育基本法第19条から25条(基本的施策)に沿って記述。
 - (1)家庭における食育の推進
 - (2)学校、保育所等における食育の推進
 - (3)地域における食生活の改善のための取組の推進
 - (4)食育推進運動の展開
 - (5)生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
 - (6)食文化の継承のための活動への支援等
 - (7)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・都道府県等による推進計画の策定促進、基本計画の見直し等

食育推進基本計画

平成18年3月

目 次

はじめに	1
1. 食をめぐる現状	1
2. これまでの取組と今後の展開	2
第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針	5
1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成	5
2. 食に関する感謝の念と理解	5
3. 食育推進運動の展開	6
4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割	7
5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践	7
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率向上への貢献	8
7. 食品の安全性の確保等における食育の役割	9
第2 食育の推進の目標に関する事項	11
1. 目標の考え方	11
2. 食育の推進に当たっての目標値	11
(1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加	11
(2) 朝食を欠食する国民の割合の減少	11
(3) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加	12
(4) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加	12
(5) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加	13
(6) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	13
(7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	13
(8) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	13
(9) 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合	14

第3	食育の総合的な促進に関する事項	15
1.	家庭における食育の推進	15
	(1)現状と今後の方向性	15
	(2)取り組むべき施策	15
	(生活リズムの向上)	
	(子どもの肥満予防の推進)	
	(望ましい食習慣や知識の習得)	
	(妊産婦や乳幼児に関する栄養指導)	
	(栄養教諭を中核とした取組)	
	(青少年及びその保護者に対する食育推進)	
2.	学校、保育所等における食育の推進	17
	(1)現状と今後の方向性	17
	(2)取り組むべき施策	17
	(指導体制の充実)	
	(子どもへの指導内容の充実)	
	(学校給食の充実)	
	(食育を通じた健康状態の改善等の推進)	
	(保育所での食育推進)	
3.	地域における食生活の改善のための取組の推進	19
	(1)現状と今後の方向性	19
	(2)取り組むべき施策	20
	(栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践)	
	(「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用 促進)	
	(専門的知識を有する人材の養成・活用)	
	(健康づくりや医学教育等における食育推進)	
	(食品関連事業者等による食育推進)	
4.	食育推進運動の展開	21
	(1)現状と今後の方向性	21
	(2)取り組むべき施策	22
	(食育月間の設定・実施)	
	(継続的な食育推進運動)	

- (各種団体等との連携・協力体制の確立)
- (民間の取組等に対する表彰の実施)
- (国民運動に資する調査研究と情報提供)
- (食育に関する国民の理解の増進)
- (ボランティア活動への支援)

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	24
(1) 現状と今後の方向性	24
(2) 取り組むべき施策	24
(都市と農山漁村の共生・対流の促進)	
(子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供)	
(農林漁業者等による食育推進)	
(地産地消の推進)	
(バイオマス利用と食品リサイクルの推進)	
6. 食文化の継承のための活動への支援等	26
(1) 現状と今後の方向性	26
(2) 取り組むべき施策	26
(ボランティア活動等における取組)	
(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)	
(専門調理師等の活用における取組)	
(関連情報の収集と発信)	
(知的財産立国への取組との連携)	
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	28
(1) 現状と今後の方向性	28
(2) 取り組むべき施策	28
(リスクコミュニケーションの充実)	
(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)	
(基礎的な調査・研究等の実施)	
(食品情報に関する制度の普及啓発)	
(地方公共団体等における取組の促進)	

(食育の海外展開と海外調査の推進)
(国際的な情報交換等)

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するために必要な事項	32
1. 多様な関係者の連携・協力の強化	32
2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進	32
3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握	33
4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用	33
5. 基本計画の見直し	34

食育推進基本計画

はじめに

1. 食をめぐる現状

私たち人間が生きていくためには食が欠かせない。食は命の源であり、食がなければ命は成り立たない。私たち人間は、悠久の歴史の中で自らに最も適した食について豊かな知識、経験、そして文化を築き、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできた。

しかしながら、我が国では、近年、急速な経済発展に伴って生活水準が向上し、食の外部化等食の多様化が大きく進展するとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつある。加えて、食に関する情報が社会に氾濫し、情報の受け手である国民が食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられる。今や我が国の食をめぐる現状は危機的な状況を迎えていると言っても過言ではない。例えば、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れが子どもも含めて見受けられる。これらに起因して、肥満や生活習慣病の増加が見られ、過度の痩身等の問題も指摘されるようになってきている。これらの問題は、我が国の活力を低下させかねない問題であり、早期に改善を図らなければならない。

特に、子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となることはもちろんのこと、今後とも、我が国が活力と魅力にあふれた国として発展し続けていく上でも大切である。子どもへの食育を通じて大人自身もその食生活を見直すことが期待されるところであり、地域や社会を挙げて子どもの食育に取り組むことが必要である。

急速な増加を続ける高齢者が生き生きと生活していく上でも、健康に

過ごせる期間を長くすることが重要であり、運動習慣の徹底等とともに健全な食生活を心掛ける必要がある。

近年、生活時間の多様化等ともあいまって、家族や友人等と楽しく食卓を囲む機会が少なくなりつつあるが、心豊かに生活していく上で、できるだけこのような機会を持つよう心掛けることも大切である。

一方、食そのものや食を取り巻く環境の観点からみると、食品の安全性に関わる国内外の事案の発生によってその安全性に対する国民の関心が高まっており、食品の安全性の確保と国民の理解の増進を図る必要がある。

また、我が国の食料自給率は世界の先進国の中で最低の水準であり、食を大きく海外に依存しているが、世界的な人口の増加、水資源の枯渇や農地の砂漠化、地球環境問題による気候変動の懸念等安定的な食料供給への不安要因の拡大を考えると、食料自給率の向上を図っていく必要がある。

さらに、国民の生活水準が向上していく中で、人々は多様な食生活を楽しむことが可能となったが、その一方で、古くから我が国各地で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあり、地域の気候風土等と結びついた、米を中心とした多様な副食からなる「日本型食生活」等健全で豊かな食生活の実践、個性あふれる地域社会の活性化等の観点から、伝統ある優れた食文化の継承を図っていくことが重要である。

2. これまでの取組と今後の展開

我が国の食をめぐる現状が危機的とも言うべき状況に至った背景には様々な要因があるが、戦後、我が国の社会経済構造等が大きく変化していく中において、国民のライフスタイルや価値観・ニーズが高度化・多様化し、これに伴い食生活やこれを取り巻く環境が急激に変わってきたことが大きな要因の一つと考えられる。そして、このような過程において、国民の食に対する意識、食への感謝の念や理解等が薄れ、このままでは健全な食生活の実現は困難とも言える状態にまで至っている。

このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である。食育という考え方自体は、明治時代において既に存在していたものであり、決して新しい概念ではない。しかしながら、このような状況にある今こそ、知育、徳育及び体育の基礎として食育を位置づけ、これに国民運動として取り組み、男女を問わず国民一人一人が自ら健全な食生活を実践することができるよう、男女共同参画の視点も踏まえて暮らしの構造改革の一環として日本人の食の再構築を推進していかなければならない。

もとより、食生活のあり方は、個人の価値観や考え方に負うところが大きく、その自由な判断と選択に委ねられるべきである。にもかかわらず、国を挙げて食育に取り組まなければならない現状があり、これを看過することなく、食育を国民一人一人に浸透させていくことに最大限の努力を傾注していくことが求められている。この場合において、国民の自発的意思に基づいて健全な食生活が実践されることが基本であり、国民の多様なライフスタイルや価値観等が尊重されるとともに、食育が何らかの強制を伴うものではないことが重要である。

このような問題意識の下、これまでも国、地方公共団体、民間団体等によって食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあると考えられるが、既に述べたような危機的な状況の解決につながる明確な道筋は未だ見えておらず、国はもとより地方公共団体においても国との連携を図りつつ自主的な施策を講じることが求められている。

国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、今こそ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していかなければならない。このため、食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指して、平成17年7月、食育基本法（以下「基本法」という。）が施行された。

この食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本法に基づいて策定するものであり、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の基本となるものである。

今後は、基本計画に基づき、国及び地方公共団体をはじめ、関係者が創意と工夫を凝らしつつ、その総力を結集して食育を国民運動として強力に展開することにより、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととする。